

## 地域公共交通活性化・再生総合事業(計画事業)に係る事後評価について

### 計画事業に係る事後評価記載様式(2年度目)

#### I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

法定協議会を適切に開催し、地域の公共交通を活性化し、地域を活性化するために適切な事業を選び出し、試行的に実行可能な事業を実施する中で、その問題点の検証、事業の見直しの要否の検討、詳細運行計画の策定、利用料金や運行委託に要する費用等も含めた費用対効果等、当該事業を本格実施する環境の整備に向けて必要な検討を行った。

#### II 計画事業の実施

- ① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

総合事業計画において移動ニーズに応じたバス路線の再編・新設を重点事業として実証運行を実施する事業として位置付けている。

移動ニーズに応じたバス路線の再編・新設として、平成21年度事業として開始した「湖山循環バスの実証運行」を引き続き実施した。4月から5月までは1日16便の運行に対して利用者数1,469人、ルート変更後の6月から9月までは1日10便運行し、2,193人が利用した。

なお、移動ニーズに応じたバス路線の再編・新設として計画候補としていた「河原・郡家線、市民病院・郡家線における路線バスの実証運行」については、本年度「鳥取市バス路線網再編実施計画」の策定を進めているため、実施しなかった。

また、高齢者の社会参加の促進、交通事故の未然防止、新たな利用者の発掘につながるサービスとして計画された「高齢者運転免許返納者への運賃割引」については、鳥取市福祉部門において「高齢者等バス運賃優待助成制度」として実験を開始した(平成22年1月～12月)。

#### III 具体的成果

- ① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。  
その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

循環バスの実証運行については、総合事業計画において、毎日の乗車人員をバス事業者からの報告により把握し、乗車人数の推移による評価及びアンケート調査により評価を行なうこととしており、計画通り調査及び評価を実施した。加えて、実態をより詳細に把握するため、OD調査も追加で実施しており、事業の評価及び実態分析に反映した。

- ② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

循環バスの実証運行の実施により、実際に買物客・通院客が利用することが確認され、利用者の約30%が「外出機会が増えた」としていることからも、公共交通空白地域での循環バス運行で、『潜在需要の喚起』ができるこを確認した。利用が増えた理由として「バス停が近くにできたから」「目的地へ行きやすくなったから」「家族の送迎に頼らなくて済むから」といった意見が多く、また「現行もしくは内容改善すれば今後も利用したい」と回答している人も8割以上を占めることからも、公共交通空白地域での循環バス運行は『公共交通が不便なために生活に支障をきたしたり、我慢している活動がある人の減少』という目標を達成するためにも適切な事業であったと判断される。

また、現在鳥取市全域を対象として策定中の「鳥取市バス路線網再編実施計画」の基礎データにも流用できるものとなつた。

## IV 自立性・持続性

### 1 事業の本格実施に向けての準備

- ① 実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

循環バスの実証運行については、1便当たりの平均乗車人数が1.8人と少なかったため、運行内容の改善による利用促進と本格運行に向けて運行を継続させる仕組みの確立が課題となっていた。このため、今年度においては前年度に実施したアンケート調査結果や地元意見等で把握した運行内容の改善要望を反映した運行形態の変更を2年6月に行った。

運行形態変更後の7月下旬から8月中旬にかけて再度利用者アンケート及び沿線世帯アンケート調査を実施し、効果的な運行方法に関して問題点の検証を行った。

- ② 実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

循環バスの実証運行については、1便当たりの平均乗車人数が1.8人であり、当初の目標の1便当たりの平均乗車人数5人に届いていないが、上記のとおり『公共交通が不便なために生活に支障をきたしたり、我慢している活動がある人の減少』という目標を達成するために適切な事業であり、アンケート調査結果からも一定の効果が現れたものと考えている。

しかしながら、事業継続にあたっては、一定の収支率を確保する必要があり、利用促進の取り組みが喫緊の課題となっていた。このため、平成21年11月下旬から12月上旬にかけて実施した利用者アンケート及び沿線世帯住民アンケート調査により住民意見を反映し、6月以降大幅なルート及びダイヤ変更を行った。また、利用促進策として7月25日から『湖山ファミリー割引』を実施するとともに、地域の住民に対し、現状の説明及び本格運行移行のための条件等を提示し利用を促したが、大幅な利用者増には結び付かなかった。

このため、循環バスの実証運行により得られた成果を「鳥取市バス路線網再編実施計画」の基礎データとして反映させるとともに、他地域において同様の事業を実施する際に活用することとしている。

### 2 事業の実施環境

- ① 当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

平成23年度の事業の実施においては、総合事業による国費のほか、鳥取市からの財政支出によるということですべて現在調整している。なお、生活交通会議での具体的な検討については、来年度予算承認のための法定協議会で検討及び承認を得る。

- ② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。

地域公共交通に関する目標の一つに、「地域」との連携・協働による持続可能な地域公共交通を掲げており、住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業については、継続して検討を進めている。また、高齢者バス運賃の優待制度(平成22年1月～12月)や、過疎地有償運送の支援制度の創設等により、利用促進につながる環境整備にも取り組んでいるところである。

また、住民参画型バス停上屋整備事業を制定し、地域の住民が主体となってバス停上屋整備の計画から管理まで参画する制度を構築している。このことにより、地域の実情にあったバス停上屋が整備され、もって地域福祉の向上及び公共交通の利用促進を図ることができる。(補助金額:事業費の3分の2以下(上限100万円))

これらについては、適宜、県の取り組みとも連携し、推進していく。

- ③ 当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。

湖山循環バス実証運行事業については、平成22年度第2回法定協議会(H22.8.31)においても当初目標1便当たり平均乗車人数5人に平均に達しないことから事業を継続しないことが決定し、9月末で実証運行を終了している。

## V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

- ① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

法定協議会の設置要綱が平成19年度第2回の法定協議会(H20.2.29開催)で決定、制定されており、法定協議会の審議事項は、連携計画の策定、計画事業の実施方法、地域公共交通のあり方等に関することと規定されている。また、計画事業の進め方については、平成21年第9回法定協議会(H22.3.24開催)、平成22年度第1回の法定協議会(H22.7.6開催)、第2回の法定協議会(H22.8.31開催)で審議している。

- ② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか  
(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)。

法定協議会の構成員には鳥取市の各地域の自治連合会及び老人クラブ連合会の代表など住民代表を委嘱し、計画事業の評価や次年度事業の展開方法などについて意見を聞く組織形態としている。また、利用者アンケート調査及び沿線住民アンケート調査を実施し、調査結果について法定協議会で説明を行つており、住民の意見が計画事業に反映される仕組みが設けられている。

- ③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

平成21年度第9回法定協議会(H22.3.24開催)において、平成22年4月以降も計画事業を継続実施すること、6月から事業内容を一部変更することについて審議された。

平成22年度第1回法定協議会(H22.7.6開催)において計画事業の実施状況が報告されるとともに、今後の方針について審議された。

平成22年度第2回法定協議会(H22.8.31)において計画事業の本格運行化について審議され、計画事業を実施するにあたって法定協議会が適切に開催された。

- ④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

法定協議会の傍聴は原則可能であること、議事録はインターネットのHPにおいて会議開催後速やかに公表しており、協議会の議事が開示されている。

- ⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて  
地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

法定協議会において計画事業の内容について報告・審議され、「マイバス」意識を喚起することを目標とした気高循環バスの車両ラッピング事業及び利便性の向上を目的としたバスネットの設置事業の実施について関係者の合意形成が行われた。

一方、総合事業の実施について、法定協議会の構成員以外の者からの反対の声もなく、地域公共交通に関する目標やそれを達成するための事業について地域関係者の実質的な合意が形成されたと言える。

